

「エンジョイ☆au ひかり」特約

(本規約の目的)

第1条 エンジョイ☆au ひかり特約（以下「本特約」といいます。）は、株式会社エディオン（以下「当社」といいます。）が提供するエンジョイ☆au ひかり（以下「本サービス」といいます。）の利用について定めるものであり、本規約は本サービスに関する契約者と当社との間の一切の關係に適用されます。

2 本特約が「エディオンネット契約約款」と異なる定めをしているときは、本サービスの提供に関する限り本特約の規定が優先します。

(本サービスの提供)

第2条 本サービスは、KDD I 株式会社（以下「KDD I」といいます。）が「au ひかり」の名称で提供する光回線および、そのインターネット接続サービスの卸提供を当社が受け、当社が契約者に再販する光インターネットサービスです。

2 本サービスは、本特約および「エディオンネット契約約款」の他、KDD I が定める「FTTHサービス契約約款」および「有料放送役務契約約款」に基づき提供します。

(KDD I 料金)

第3条 本サービスの契約者が、本サービスの利用に関しKDD I から提供を受け支払う料金（以下「KDD I 料金」といいます。）は以下のとおりです。

- 登録料
- 初期費用（工事費を含む）／キャンセル料（初期費用相当額）
- 宅内機器レンタル料／解約・キャンセル後の宅内機器未返却による違約金
- KDD I が提供するオプションサービス等に係る料金

(課金開始日)

第4条 本サービスの課金開始日は、つぎのいずれか早い日とします。

- 光回線敷設工事完了後、宅内機器（ホームゲートウェイ）での通信が発生した日
- 光回線敷設工事完了日を起算日として7日後

(料金の請求)

第5条 本サービスの契約者は、本サービスの月額利用料金および違約金をKDD I 料金と同様にKDD I が定める方法に従いKDD I に支払うものとします。なお、本サービスの月額利用料金および違約金は、当社がKDD I にその債権を譲渡しKDD I が請求を行うものです。

(本サービスの解約)

第6条 本サービスの解約を行う場合は、解約する月の25日までに当社が指定する方法によりその申込みを行うものとします。ただし、KDD I が提供する電話サービスの契約者がその電話サービスで利用している電話番号を他社の電話サービスで継続利用することを希望した場合は、契約者が他社電話会社に当該電話番号の継続利用についての申込みを行い、当該申込みに係る電話工事が完了するまで本サービスの解約は成立しないものとします。

2 解約月の月額利用料金は、日割計算を行わず1ヶ月分を請求します。

(特約の変更)

第7条 当社は、以下の場合に、当社の裁量により本規約を変更できるものとします。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本特約に基づきます。

- (1) 本特約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

(2) 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の
変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は、前項第2号による本特約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日までに、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容とその効力発生日を、事前に相応の期間をもって当社のホームページ (<https://www.enjoy.jp>)、店頭配布物、掲示などで通知します。

附則

(実施期日)

本特約は、2015年10月28日から実施します。

附則

(実施期日)

本特約は、2020年4月1日から実施します。